

令和4年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年12月1日から令和4年12月9日まで第4回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年12月9日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	蓮 沼 英 樹		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
政策財政課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
会 計 管 理 者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

めがございます。特例を認める場合については、後任に当たる者がいないだとか、その業務の特殊性だとかということで、今までも条例の中でその規定はございます。

今後、定年が延長される制度の中にあっても、例えば、定年が延長されるのが、その方が1歳、2歳と、例えば、62歳までという規定になったとしても、その特例の中でさらに1年延長できる規定はございます。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

それから、業務上の遂行上によって特に延長しないといけないというところがあると思います。勤務延長制度でしょうか。これについても、今、答弁いただいたんですが、そういう内容の趣旨としてよろしいでしょうか。勤務延長制度。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

定年延長制度の中で、基本的にはその制度の中で運用していくこととなります。その中で、基本的には課長職であったり、主幹であったり、長がつく者が定年を迎えたときには、基本的にその長が取れて降格をしていくという形になりますが、その場合にあっても、現在のその職の専門性であったり、特殊性であったりする場合については、特例で継続して、長がついたまま定年延長制を運用できるという定めとなっております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

もう一点伺いたいと思います。

退職に際しては、いろんな考え方に応じてその個人個人の方が判断されるものだと思うんです。その中で、今回は再任用短時間勤務制、今までもあったと思います。これは、今度は定年前再任用短時間勤務制という、ちょっと長くなって定年前というのがついたんですが、我が町では、こういう定年前再任用短時間勤務を希望される方というのはいらっしゃるのでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

今後、定年延長制の中で定年前再任用短時間の勤務制につきましては、希望される方の家庭での環境であったり、その方の健康状態等々を加味していくものと認識しております。

今後の制度の中には、1週間当たり15.3時間から31時間の間の中で選択することができるという形になってございますので、今後、延長を希望される方、または、フルタイムでは働けないので定年前再任用短時間勤務制度に移行される方についても、希望を取りながら配置とか任命について、考慮していきたいというふうに考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑ありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

定年延長が経過措置含めて本格化するということになるんですけども、私らがまだ30代の頃でしたか、55歳定年というようなことで、年金も普通にもらえて、セカンドライフを楽しむ方が大勢いらっしゃいました。健康寿命がものすごく延びて社会に貢献することができるというふうな時代になったとも思えないんですけども、言わば年金制度の欠陥によってこの制度をつくらざるを得ないということについて、今までの定年であった年を過ぎて働き続けると。モチベーションを持っていくことが大変だと思いますし、また、そういう方がだんだん増えてくるにしたがって、また職場をどういうふうに、職場全体のモチベーションを維持していくのかというのが大変だと思うんですが、その辺のお考えについて、ちょっとお願いします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

この定年延長制度につきましては、議員おただしのおり、年金制度の改革に伴うものも一つの要因としてございますし、また、多様な働き方という制度の中で働ける方については働く道がつけられてきているということで、素地はそういう中でこの制度が成

り立っているというふうに認識しております。

また、この制度につきましては、あくまでもご本人の意向に伴って延長する、私は延長しない、または、先ほどのおただしのおり定年前の短時間勤務で週、例えば、3日とか、2日半とか、そういう勤務も許されるという制度でございます。

そうやってきた場合、組織全体の中の定数の在り方、また職員の配置の在り方等については、やっぱり多様化してくるのではないかなというふうに考えております。今現在も、会津坂下町の定数、条例定数212人ですが、167名程度で業務を担ってございます。その中で多様な世代が知識を得ながら、多様な世代が織りなす組織力というものが必要になってくるかなというふうに考えております。60前の現職の職員、60歳を超えた再任用の職員、また会計年度任用職員の方々の力をお借りしながら業務を遂行していきたいというふうに考えてございます。

どちらにしても、行政サービスの質と量を低下させるわけにはいきませんので、これらの制度を活用していきながら、町政進展に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第86号「会津坂下町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第87号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第87号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第87号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第88号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第88号「会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第88号「会津坂下町議会議員及び会津坂下町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第89号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第89号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第89号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第95号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、議案第95号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

必須項目で多岐にわたって電気料ということが今回補正で増額されております。今般、東北電力が今度は30%値上げするなんていうことが出ましたけども、これからあと約4か月、年度末まであるわけなんですけども、今回の補正で、この電気料というものについて、見通しとして大体間に合うのか、その辺の見通しについてお伺いいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

今回の電気料相当分ということで、特会の繰り出しもあるんですが、約400万円ほど増額の補正をさせていただいております。これは9月でも1,460万円ほど電気代での補正をさせていただいておりますので、1,800万円を超える金額の負担が増えているというような状況でございますので。9月で補正したのも今回12月にあるんですが、9月段階ですので、その後、東北電力の値上げの情報がまた入ってきておりますので、精査をしてみないと分かりませんが、恐らく、また3月の段階で補正をお願いするようになるのではないかとこのように考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

6ページ、歳入のところですよ。ふるさと納税寄附金のことについて伺います。

これまでふるさと納税の返礼品としては、ある特徴的にぬきんでいた高額な返礼品があったかと思ひます。この補正については、どういったものを期待するといふのも少し言葉が足りないかもしれませんが、その返礼品の種類の変化があるのかどうか、どういふ見通しでおられるか、ちょっと伺ひたいと思ひます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

今回、ふるさと納税について1億円上乗せさせていただきまして、やはり一番主力となるものがビーズクッションです。昨年、納税額の76%がビーズクッションでしたので、今年もそれは主力商品には変わりはありません。夏場旬のものとして、例えば、サクラランボですとか、果物類を追加させていただいております。ただ、やはり品数に限りがありますので、収穫される数量で限りがありますので、当然、そちらについてもふるさと納税の増額には貢献をさせていただいておりますが、やはり相変わらず主力となるのはビーズクッションであります。

ただ、割と高額なものですから、一度購入すると、なかなか2つ目、3つ目という形にはいきませんので、今、大体、毎月の伸びで見ると、10月までは150から200%、前年同月比で伸びておりましたが、ここに来て大体同月同じぐらいになっていますので、一昨年から見ると、うんと伸びてはいるんですが、昨年と比較すると伸び悩んでいるといふところの状況がございしますので、何とかまた新たな展開に向けて、ただ冬場はなかなか新しい商品といふのが、農産物も含めて開拓ができないような状況がありますので、また今年の様子を見ながら、次年度に向けた戦略を立ててまいりたいといふふうに考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほか質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

7ページ、雑入で多面的機能支払交付金返還金として252万3,000円が計上されています。6団体からという説明がありましたが、最高ではどのくらいの金額として返還金となされているのでしょうか。また、使い勝手のことも含まれているとは思いますが、これを返還金をなくすようなどんな工夫をされているのか、伺いたいと思います。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

私のほうからご説明を申し上げます。

まず、この返還金につきましては、いわゆる事業5年間の中での返還という部分と、あとは単年度ごとに返還する団体さんがいらっしゃいます。単年度ごとの返還については、いわゆる単年度ごとの事業について、事業が終わったら残額を返還してくるという団体さんもいらっしゃいますし、全体が終わった中で返還する団体さんもいらっしゃいます。あとは、面積のほうですね。組織で持っていたら面積が変わった場合については、いわゆる返還の対象になるということに該当しますので、その部分について変更があった団体さんについては、返還いただいているという形でございます。

全体の中で大きいのは、やっぱり事業が実際終わった、総括的に終わった団体さんで約80万円程度お戻しになっているという団体さんもいらっしゃいますので、なるべく計画どおりに使っていただければ一番いいんですが、やはり計画として見積もった中で、いわゆる費用が少なく済んだという状況でお戻しになっている団体さんがおるということでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

農林水産業費の中で森林経営管理制度対象森林抽出業務というのがございますが、31万5,000円という。どういう方が、どういう作業というか、内容になっているのかお聞かせください。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

これにつきましては、いわゆる森林環境譲与税等を積み立てながら、町が民間でお持ちになっている森林の整備等に努めるような事業でございますが、現在、基金として積み立てている事業の中からやっていくわけでございますが、民間でお持ちになっている人工林、あとは自然林というのがございまして、その中でどのような形に現状なっているかというのをまず分析をしていく。その中で、いわゆる所有者さんが自分で整備できるか、あとは事業者さんにお問い合わせできるか、そういうことを確認しながら、できない部分については、町が、今度は業者さんに委託をしながら整備をしていくというような状況で進めていく事業でございますが、それを長いスパンでやっていく事業でございますが、まずは、今の森林の状況を色塗りするというのは、森林の状況について自然林でこういう形でやっている、あとは人工林として伐採をしながら、植樹しながらやっていける、いわゆるそういう森林を区分けしていくという形から始めまして、あとは、その後に所有者さんの意向調査を行いながら進めていくというような事業でございます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

坂下は国有林もありますけど、多分、圧倒的に民有林が多いのかなと思います。民有林全体を対象に進められているのか、どの程度まで進められているのか、お伺いします。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

民有林につきましては、2,440ヘクタールほど今のところございます。それをこれから、それを調べた中で地主さんと交渉しながら、どのようにしていくかということこれから決めていくという形になりますので、現在、新たな制度としまして森林経営管理制度というのがございますので、それに基づきながら、今後、進めてまいりたいと考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

14ページの国土調査費についてお伺いいたします。

これについては、今回の委託料は平成12年度に行ったもので、法務局からの指摘によっていろいろ修正とか、いろんなお金をやらなくちゃいけなくなったということなんです。平成12年度ですと、もう20年以上前のことなんです。そうすると、この20年間の期間によってその作業が風化して、もう一度、やっぱりさっきから点検したりという大変な作業を強いられるんですが、これについて一般財源で賄われているということなんです。こういった国土調査費というのは国の事業であるから、国県の補助とかそういった対象にはなり得ないのか。町の支出でずっとやっていくと、またこの後の同じような、同様なことが出てきたときに、町の支出になってしまうんですが、その辺の見解についてお伺いします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

まず、こちらの変更の委託料に関しましては、平成12年に実施したものでありますので、当時、牛沢第一、第二地区のもので、当然この時点で国庫補助のほうを申請して、国からすれば、当然その国庫補助、もちろん町のお金も入っているんですが、によって完了すべきものというふうにならざるを得ないというふうには理解されていると思います。要するに、認証遅延地区というふうになっておりますので。これは言い訳のしようもないんですが、そういった意味で国庫補助は活用しているというような状況なので、その後の作業については、町単独で行わざるを得ないというような状況であります。

この後の、今、遅延となっている地区についても、どの程度のものが必要かどうか分かりませんが、既に国の補助については活用させていただいておりますので、それらの修正作業にかかるものについては、町の負担ということにならうかと思っております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

19ページの公債費についてお伺いします。

このたび5本を繰上償還されたということで、高い利子の0.6%から0.2%への借換えとかあるようでございますが、細かい数字は別ですけれども、どの程度これで節約を図られたのかなというところがお分かりでしたら、お願いします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

利率の見直しは臨時財政対策債なので、それは違うんですが、我々、今、繰上償還するものは5本ございます。民間資金のものが4本で、借入利率が2.1%から1.3%、あと福島県の振興基金というものがありまして、そちらについても、少額なので返してしまおうということになります。

利息につきましては587万6,000円ほどの節約になっているということと、元金1億円返還していますので、残りの償還年数、それを割り返すと2,000万円弱ぐらい元金についても返済が減るということになっております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第95号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第91号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第7、議案第91号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

健康管理センターの施設管理費として歳入、その他会計繰入とありますが、健康管理センターで実際に今、利用されている方の利用率、それから、どのぐらい年間、今利用されているのかをお聞きします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

利用率等については、今現在ちょっと資料が手元にありませんが、大体、団体的には10団体ほど、健康に関わる部分については毎回、毎週借りていただいて、健康に関する事業を行っているというようなところでございます。

利用率については、今のところ資料がありませんので答えられませんので、追ってお答えしたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第91号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第92号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第8、議案第92号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第92号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

号) 」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長 (水野孝一君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第93号の質疑・討論・採決

◎議長 (水野孝一君)

日程第9、議案第93号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第93号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長 (水野孝一君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第94号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第10、議案第94号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第94号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎陳情第3号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第11、総務産業建設常任委員会に付託しておりました陳情第3号「会津坂下町議会議員政治倫理条例の制定に関する陳情書」を議題といたします。

議題とした陳情の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

委員長報告をいたします。

令和4年第3回定例会9月7日の総務産業建設常任委員会に付託された陳情第3号「「会津坂下町議会議員政治倫理条例の制定」に関する陳情書」は、継続審査となり、総務産業建設常任委員会を去る10月31日、11月16日に開催して慎重審議を重ね、そして、今定例会会期中の12月7日10時より、3階大会議室にて総務産業建設常任委員会、出席委員7名の下、最終審議をいたしました。

結論から申し上げますと、挙手少数でこの陳情は否決されました。

委員からの意見といたしましては、基本条例にこれに則した規定があり、陳情の内容を全て認められるものではなく精査をすべきだが、一部採択としたい。採択するに当たっては、政治倫理条例を制定するか、議会基本条例を補充するかは、議会運営委員会に任せる形になるのではないかと。採択すべきと思うが、極論を言えば、議員は全て議会事務局を通じて執行部側とやり取りをするようなことになれば、議会活動に支障が出る。また、過疎の県など議会側が主導して国や県に要望していることを禁止すると、動きづらくなる。政治倫理条例は議員の活動の幅を狭めることになる可能性もあるので、十分に審査をすべきと思う。この陳情書には矛盾した主張があるが、受け入れ難い部分もある。政治倫理条例の必要性は否定しないが、様々な協議が必要である。議会の権能は憲法や地方自治法に定められており、条例そのものに権能はないので難しいのではないかと。先人がつくってくれたすばらしい会津坂下町議会基本条例があり、それを遵守することが重要である。会津坂下町議会基本条例や地方自治法にある規定で十分である。会津坂下町議会基本条例があり、あえて制定する必要はない。政治倫理条例制定ではなく、会津坂下町基本条例で十分であり、会津坂下町議会基本条例に盛り込んで対応することもあり得る。

以上、委員からの意見がございました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、本件について赤城大地君から会議規則第76条の第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）（登壇）

令和4年12月7日の総務産業建設常任委員会において留保した少数意見を、次のとおり会議規則第76条第2項の規定により報告いたします。

不採択とすべき理由として、既に議会基本条例に同様の定めがあるということが挙げ

られておりますが、陳情者の意図は、それよりもより詳細な定めを求めているものと解することができます。したがって、審査結果にかかわらず議会基本条例の見直しを行い、内容を適切に追加変更していくことは必要なことであると思われます。以上です。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。本件について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって陳情第3号に対する質疑を終わります。

これより討論・採決に入ります。

本件について討論はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

私は、委員長報告に対し反対、この陳情を採択すべきものとするに賛成の立場から討論をいたします。

陳情者が陳情書において述べている様々な詳細の中身の部分については、法的に矛盾が生じる可能性があるものも含まれていると解されるため、全てを受け入れることはできないものと考えます。しかしながら、政治倫理条例の制定自体は直近の近隣自治体や一部事務組合の例に鑑みると、議会の自浄作用を高める一定の効果を期待できるものと思われるため、採択すべきものと考えます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第3号「会津坂下町議会議員政治倫理条例の制定に関する陳情書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

陳情第3号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により、本陳情を採択することについてお諮りいたします。

念のため、繰り返し申し上げます。

陳情第3号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により、本陳情を採択することについてお諮りいたします。

この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（水野孝一君）

起立少数であります。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択することに決定いたしました。

休憩のため休議といたします。

(午前10時42分)

再開は10時55分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前10時55分)

◎請願第7号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第12、総務産業建設常任委員会に付託しておりました請願第7号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について、現本庁舎・北庁舎・東分庁舎及び東駐車場用地に速やかに建設することを求める請願について」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

委員長報告を申し上げます。

令和4年第4回定例会12月7日に総務産業建設常任委員会に付託されました請願第7号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について、現本庁舎・北庁舎・東分庁舎及び東駐車場用地に速やかに建設することを求める請願について」、今定例会期中の12月7日10時より、3階大会議室にて、総務産業建設常任委員会出席委員7名で審議をいたしました。

結論から申し上げますと、挙手少数でこの請願は否決されました。

委員からの意見といたしましては、この請願は至極当たり前なものと思っている。平成30年3月の議会で我々はこの場所だと議決をした。なぜそれがいつの間変わったのか。今年6月に出された請願も、この場所で問題ないとのことだった。何が問題なのか。仲町の方々をはじめ町民に不安を与えたことで、仲町自治会から請願が出されたのは当たり前のことである。これに我々は賛否を示すのは当然のことだと思う。

議会の権限として議決権はあるが、庁舎の場所について議決をすることが執行部から求められれば別だが、議会側からはできない。継続審査をすべきものとする。理由は、まず場所をどうするというのは、議会の権限ではない。町長の権限である。議会がこれを求めれば、町長の権限を侵害することになる。継続審査とし、執行部に対してしっかりとした建設計画という形で建設場所を盛り込んで議会に示してくれるとなれば、基本条例を根拠とした議会の議決権が及ぶようになるのではないかと。現位置にするという議決は生きており、それを含めて検討してくれとの請願が6月議会で示された。その内容は、会津坂下町役場新庁舎の建設場所について、様々な現状を加味し、再度協議をすることを求める請願であった。それが採択され、意見書を出している。その中で、この請願を採択して、その後、違う場所になった場合どうするのか考えると、採択は難しいのではないかと。町が現位置を含めて2月頃に町長が新庁舎の位置を示すということなので、この請願は採択しかねる。私たちがこれを今認めるのはいかがなものかと思う。庁舎整備課でも検討しているし、町長が2月末には方向性を示すとしており、何も示されていない中で、私たちから建設場所を求めるのはあり得ないと思う。

以上、委員からの意見でございます。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

本案について質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

採決の賛否の数、また退席があったかどうかをしっかりと明らかにしていただきたいのですか、いかがでしょうか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

委員長を除く賛成が4名、反対が1名、そして退席が1名でございます。
大変失礼しました。発言を修正させていただきたいと思います。
賛成が1名、反対が4名、退席が1名。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

委員長にお伺いしたいと思います。

この請願書なんですけれども、請願書を出すまでの経過、なぜなのかというようなことで、実際にこの問題は6月から始まっております。その6月に出された請願の内容は、今、委員長が申し上げられた中にも入っております。しかしながら、振り返りますと、もともと場所というのが4年前に議決されている問題でありまして、請願を出された内容は全くそのとおりでありますし、そして、もちろん町内の代表者が出すまでには、町内の臨時総会を開いて出された上で提出されたと聞き及んでおります。そういうことで、これほど大事な案件を総務産業建設常任委員会に付託したことは間違いないと思いますが、その中で議員全員にあります新庁舎建設検討委員会というものがおります。

その前に、継続審議という声が出たのかどうかということをもまず1点と、建設検討委員会に戻して話をすべきではないのかというような意見が出たのかどうか、お伺いいたします。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

お答えいたします。

まず、継続審議の声が出たかということでございますが、出ました。

次に、新庁舎建設特別委員会の話が出ましたが、請願は常任委員会に付託されるものであり、当総務産業建設常任委員会に付託されたという形でございます。

以上でございます。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

実際、議員といたしまして、常任委員会に付託されたということで不採択というよう
な結果になってしまったということに対しては、残念でなりません。

なぜなら、議会というのは、文教厚生常任委員会は議会の中の一つの常任委員会であ
りまして、全体の会津坂下町の議会ということで、町民に添う理解を目指していたので
はないかなという思いもありますし、また、議員一人一人が町民の声を大切にしてい
くというような思いで議員になってこられたのではないかなというようなことで、ぜひそ
の継続審議の中身でどういう話が出たのか、もっと詳しくお聞きしたいと思います。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

継続審議をすべきであるという声が上がりました。先ほど申し上げた部分と重複しま
すが、執行部に対して、しっかりとした建設計画という形で建設場所を盛り込んで議会
に示すというようなことが継続審査とした場合できれば、基本条例、根拠としては議会
の議決権が及ぶようになるのではないかなということ継続審議の声が上がったと認識し
ております。

以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

審査の中で、町で令和2年に策定されました第6次計画、これは町議会、町振興計画
審議会も関わりました。坂下地区地域づくり計画では、「便利なまちなかをとりもどす」
「まちなかの賑わいをつくる」が最重点的に取り組む事業であり、まちなか大通りをに
ぎわせたいというような願いでもあったんです。これは町の振興計画として、6次計画
としては採択されたものであって、これについて、委員会のほうではどのような審議が
なされたのか、お伺いいたします。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

基本計画については、そのこと自体は委員会の中では審議はしていません。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

ほかにお伺いします。

委員会の中で、先ほど委員長報告の中で、いろんなこういった請願とか要望的なところが、町長の執行権や裁量権を脅かすものだなんていうことが委員会の中で言われたということは、非常に甚だしく不愉快に思っています。請願とか陳情というのは、これからしていただきたいこと、そういったことをお願いすることの国民の権利なんです。それを委員会の中で、そういったことが町長の執行権を侵害することだなんていうことを考えること自体おかしい。それについて委員長、どう思うか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

お答えいたします。

先ほど採決の結果を申し上げさせていただきましたが、個人一人一人、議員一人一人の考えがあり、その一人一人の声が上がったという意見として申し上げておりますので、委員会全体の総意ではなく、議員の意見ということで理解をしていただきたいと思いません。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

そのような発言があったときに、委員長としてはそういった言葉で、請願権、陳情そういうところを踏みにじるようなことになるから、そういったことは発言として差し控えるべきだというふうにして委員会を進めるべきでなかったのか。

というのは、これから同じようなことが町議会でも起きる。そのときに同様のことがあったときに、それは執行者がやるまで待っているとか、あとそういったことを侵害するものだという悪例として残るから、それについて、やはり委員長の進め方に私は疑問を感じるんですが、委員長としてどう考えるか、再度お伺いします。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

議長、7 番。

◎ 議長（水野孝一君）

7 番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

お答えいたします。

委員会の進め方でございますが、そのような先ほど申し上げた意見は出ましたが、委員会の中では全員の発言をしていただいておりますので、進め方等々に関しては問題ないものと考えております。

◎ 議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎ 議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって請願第 7 号に対する質疑を終わります。これより討論・採決に入ります。本案について討論はありませんか。

◎ 8 番（山口 享君）

議長、8 番。

◎ 議長（水野孝一君）

8 番、山口享君。

◎ 8 番（山口 享君）

私は、この請願に対して賛成の立場から討論をいたします。

仲町自治会から提出されました請願は、地元自治会としてはまさに真っ当な、至極当たり前の請願であります。特に第 6 次振興計画の中に示されたとおり、「便利なまちなかをとりのどす」「まちなかの賑わいをつくる」と重点事項に取り上げている以上、まちなか大通りをにぎわせたいとの目標であります。もし、この地域以外のところに新庁舎ができれば、この整合性は取れるのでしょうか。さらに、坂下の四大祭りが役場前で盛大に開催されることが町の誇りであり、伝統でもあります。そして、この地域の方々の協力なしではできないものであります。

まず、議会の皆さんに申し上げたいのは、平成 30 年 3 月に、我々はこの場所で新庁舎

を造るということを決定しているということは紛れもない事実であり、まずこれが生きているということがあります。さらに、本年6月に出されました意見書も、この場所では問題はないということもつけられています。

私は、この問題をずっと考えているときに、2月に町長が発表するとのことでありますが、どこに決定されようも、必ず賛成、反対がずっと続くものと思っております。これを打開するには一つしかありません。それは、2年後に控えている町長選挙での公約として、町長自ら私はここに造りたいんだということを申し述べて町民に判断をしていただく、これ以外、議会や町民を巻き込んでいつまでも二分する話をしてはいけないと思っております。

私は、この請願に対して賛成といたします。同僚議員の誠意ある判断を待ちたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

このたびの請願につきましては、全く当然のこと、地元住民の方々にとっては当然の訴えであると思います。しかしながら、私ども坂下町議会として6月議会において、新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める意見書を提出いたしました。それによって、町は7地区において懇談会を開き、町民の皆さんから様々なご意見を頂戴するとともに、私どもについてもお叱りを受ける言葉もございましたが、多くのご意見をいただきました。もちろん、ここの現有地に建てるのが当たり前だという意見も当然ございましたし、いや、別な場所にとという声もありました。また、財政はまだまだ潤沢ではないので、将来に負担を残さないために既存の建物を活用して、役場庁舎はそこに移ったらどうだというようなご意見もいただきました。

いずれにいたしましても、私どもは会津坂下町全体にとって、もちろんこの中心商店街の活性化も含めて考えながら庁舎建設を進めたいというような思いが一つでございます。今、町はそのようないただいたご意見を土台にしながら庁舎の建設計画をつくっているものというふうに思いますので、様々なご意見を十分酌み取るという6月の意見書、それに基づいて着々と進めておられることに対して、議会としてはこれを見守るべきだというふうな思いで、この請願については採択することはできないという立場でございます。

以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

請願第7号に対する委員長報告に反対し、採択すべきとの立場から討論を申し上げます。

この請願は、町の第6次振興計画、坂下地区地域づくり計画で策定したまちなか大通りを行政の要である町役場、町の経済の中心地一体となり、地域がにぎわいたいとの願いを込めた請願であります。都市計画の根幹でもあります。

本定例会の一般質問で明らかになりました庁舎位置についての有力な候補地2つのうち、旧坂下厚生総合病院跡地については、既に周知のとおり福島県厚生連は、ある会社に売却することで決定したとのことであります。令和4年10月3日付文書で、私からの問合せに回答いただいております。

売却を受ける企業は、自己の業務の目的のために取得するのであり、新庁舎候補地にはなりません。つまり、新庁舎の候補地から除外されるということになります。常識ある人はもちろん、子供から高齢者、男女を問わず、誰でも簡単に理解できます。

本請願は、現本庁舎・北庁舎・東庁舎及び東駐車場に速やかに建設を求める請願であります。既に旧坂下厚生総合病院跡地は候補地になり得ない以上、建設地は現本庁舎・北庁舎・東庁舎及び東駐車場以外にありません。町長も速やかな建設を望んでいるんです。それだから、建設を早めたいと表明し、推進してきたのであります。一日も早い建設は町民の願いでもあるのです。

議員諸君の皆様、よくもう一度立ち止まって考えてください。このことについて、おうちの家族や友人にも話してみましたか。お話ししていないときには、頭の中で描いてください。有力な二つの候補地の一つが候補地から選外になったら、家族や友人は「じゃあ、残ったもう一つの候補地しかないんじゃない」と言うんじゃないですか。家族や友人にお話しするに、片方が選外であれば、残りのもう一つが候補地に確定と、すぐ理解してくれるでしょう。また、自分がそのように話されたとしたら理解できますね。

本請願の委員長採択に賛成、つまり、本請願に反対するということは、裏を返せば新庁舎建設は現本庁舎・北庁舎・東庁舎及び東駐車場候補地外だということになりますね。しかし、残る有力候補地は現本庁舎周辺ですね。そこしかないんです。そこしか考えられないんです。ほかにありますか。

本請願に反対するということは、町長の望んでいる速やかな新庁舎建設そのものに反対の意思表示をすることにほかなりません。委員会で反対された議員諸君には、私がそのように申し上げたことを受け、「なるほど、そのとおり」とご理解し、採択すべきと心変わりしていいんですよ。これから意思表示をする議員諸君には、採択すべきとの意思表示をお願いいたします。

以上、採択することに賛成すべきとの討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

（4番 赤城大地君 退出）

◎議長（水野孝一君）

これより、請願第7号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について、現本庁舎・北庁舎・東分庁舎及び東駐車場用地に速やかに建設することを求める請願について」を採決いたします。

◎12番（酒井育子君）

議事進行、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

採択方法なのですが、無記名でご希望申し上げます。

◎8番（山口 享君）

議長、議事進行。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

同感です。

◎議長（水野孝一君）

ただいま議長の宣告に対し、2人以上から異議がありますので、会議規則第81条第2項の規定により無記名投票で採決いたします。

議場を閉鎖いたします。

ただいまの出席議員数は、議長を除き12名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番、小畑博司君、1番、目黒克博君の二人を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は無記名であります。

請願第7号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君は賛成と、本請願を採択することに反対の諸君は反対と記名の上、点呼に応じて、順次、投票願います。

もう一度申し上げます。請願第7号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君は賛成、本請願を採択することに反対の諸君は反対と記名の上、点呼に応じて、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

異常なしと認めます。

念のため、繰り返し申し上げます。投票は無記名であります。

請願第7号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君は賛成と、本請願を採択することに反対の諸君は反対と記名の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。白票及び賛成・反対のいずれとも確認し難い投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなして取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

◎書記（蓮沼英樹君）

1番、目黒克博君。

2番、蓮沼文明君。

3番、物江政博君。

5番、横山智代君。

6番、渡部正司君。

7番、佐藤宗太君。

8番、山口享君。

9番、青木美貴子君。

10番、渡部順子君。

11番、五十嵐一夫君。

12番、酒井育子君。

13番、小畑博司君。

◎議長（水野孝一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行いますので、立会人の立会いを求めます。

投票の結果を報告いたします。投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成5票、反対7票、以上のとおり賛成少数であります。よって、本請願第7号は委員長報告のとおり不採択にすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（4番 赤城大地君 再入場）

◎議員派遣の件

◎議長（水野孝一君）

日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

内容について職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和4年12月9日

会津坂下町議会議長、水野孝一

1 行政調査議員研修

- （1）目 的 部活動地域移行の取組について
学校教育の取組について
- （2）派遣場所 茨城県水戸市、東京都世田谷区
- （3）期 間 令和5年1月30日（月）～2月1日（水）の3日間
- （4）派遣議員 議員7人以内

2 行政調査議員研修

- （1）目 的 移住定住及び農地・山間部の利用の取組について
環境に配慮した「ゼロエネルギービル」庁舎について

庁舎建設後の管理等について

- (2) 派遣場所 山梨県北杜市、神奈川県開成町、埼玉県北本市
- (3) 期 間 令和5年2月7日(火)～9日(木)の3日間
- (4) 派遣議員 議員7人以内

◎議長(水野孝一君)

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、会議規則第127条の規定により議員の派遣をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長(水野孝一君)

日程第14、継続調査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会、広報広聴特別委員会及び新庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長(水野孝一君)

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第4回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

12月1日から本日までの9日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。また、本定例会に提出いたしました条例の一部改正、一般会計並びに各特別会計の補正予算の計9件の議案につきましては、原案のとおり議決を賜り、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に議員の皆様方から寄せられました貴重なご意見、ご提言は、町民の声でありますので、早期に実施可能な取組につきましては、速やかに着手するとともに、来年度の事業や予算に反映できるよう調整してまいります。

新庁舎建設につきましては、多くの町民の皆様からご意見をお聞きし、町の将来を見据え、中心市街地の活性化と庁舎の建設場所について、できるだけ早い時期にお示しいたします。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これもちまして、令和4年第4回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時39分）

直ちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催いたします。

なお、午後1時より、議会全員協議会を大会議室において開催いたします。終了後に引き続き庁舎建設検討特別委員会を開催いたしますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月9日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員